

第3期睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

睦 沢 町

第3期睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、第3期睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務（以下「本業務」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定めるものである。

1. 業務の概要

(1) 業務名称

第3期睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

(2) 業務の内容

「第3期睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約の締結日から令和6年11月30日までとする。

(4) 見積限度額

6,750千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選考方法

公募型プロポーザル方式（書面審査）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は法人であり、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、参加資格確認基準日は、参加表明のあった日から、本業務の契約を締結するまでの間とする。

- (1) 令和4年・5年睦沢町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の①から③に定める届け出の義務の履行をしていない者（当該届出の義務がない者）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年政令第16号）第7条の規定による届出の義務
- (4) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次の①から④までのいずれかに該当する者でないこと。

- ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者。
 - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該業務の入札前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者等、経営状況を著しく不健全な者。
 - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
 - (7) 国税（法人税及び消費税）、都道府県（事業税及び都道府県税）及び市町村税について未納がないこと。
 - (8) 県内で第 1 期子ども・子育て支援事業計画と第 2 期子ども・子育て支援事業計画の継続策定実績があること。
 - (9) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録されていること。
- ※作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）を発注者に提出するものとする。

3. 実施スケジュール

項 目	日 程
公募期間	令和 6 年 4 月 12 日（金）まで
参加表明書等【様式 1～3】提出期限	令和 6 年 4 月 5 日（金）午後 5 時まで
質問書【様式 4】受付期限	令和 6 年 4 月 5 日（金）午後 5 時まで
質問書回答	令和 6 年 4 月 10 日（水）
資格審査結果通知	令和 6 年 4 月 12 日（金）
企画提案書等【様式 5～8 他】提出期限	令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 5 時まで
審査（書面審査）	令和 6 年 4 月下旬
審査結果通知	令和 6 年 4 月下旬
委託契約締結	決定後 5 日以内

4. 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 第3期睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務参加表明書【様式1】

② 事業者概要【様式2】

※添付資料 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）

③ 暴力団排除に係る誓約書【様式3】

④ プライバシーマーク認証の写し

(2) 提出部数

各1部（原本）

(3) 提出方法

担当部署まで持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、提出期限に必着であること。

(4) 提出期限

令和6年4月5日（金）午後5時まで

(5) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加表明を無効とする。

① 参加資格に掲げる資格のない者が提出した場合

② 提出方法及び提出期限に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 虚偽の内容が記載されている場合

(6) 参加資格結果の通知

参加資格確認終了後、令和6年4月12日（金）に結果通知を送付する。

5. 質問及び回答

(1) 質問書【様式4】により、担当課メールアドレス宛に電子メールで提出し、電話で着信の確認をすること。

(2) 受付期間は、令和6年4月5日（金）午後5時までとする。

(3) 質問の回答は、令和6年4月10日（水）にホームページにて公開する。

(4) その他

① 質問及び質問に対する回答は、本実施要領、仕様書の追補とみなす。

② 質問書【様式4】以外の手段で提出等された質問に対して回答しない。

③ 質問の内容によっては、回答できない場合がある。

④ 質問は分かりやすくまとめて提出すること。

⑤ 質問に対する回答において、事業者名等は公表しない。

⑥ 質問がない場合は、ホームページに掲載しない。

6. 企画提案書等の提出

企画提案書は、仕様書の準拠した提案内容とし、次のものを提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	特記事項
①提案書表紙	様式5	
②業務実績	様式6	同種業務の実績
③業務実施体制	様式7	分担業務の内容が明確となるような体制表（組織図）がある場合は添付すること
④配置技術者の経歴書	様式8	該当者の氏名、経歴、実績等を記載すること
⑤企画提案書	任意	
⑥業務スケジュール	任意	
⑦業務見積書	任意	書式は自社様式で可だが、仕様書に準拠した内容とし、内訳を添付すること

提出書類については、①から⑦の順序で製本し、11部（正本1部及び副本10部）を提出すること。

また、副本分については提出者名並びに関係団体の企業名、ロゴ等を伏せて（明示不可）提出すること。なお、事務局の確認段階で明記があった場合については、事務局で消込み後に審査を行うこととする。

(2) 提出方法

担当課まで持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、提出期限に必着であること。

(3) 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時まで

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、審査の対象外とする。

- ① 参加資格に掲げる資格がなくなった者が提出した場合
- ② 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- ③ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 見積書の金額が予算額を超えている場合

(5) その他留意事項

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- ② 企画提案書等の提出後の再提出又は差し替えは、原則認めない。
- ③ 企画提案書等の返却は行なわない。
- ④ 企画提案書等の情報公開請求があった場合は、睦沢町個人情報保護条例（平成13年条例第18号）に基づく不開示情報を除き、原則公開とする。

7. 選考方法

選考にあたっては、書面による審査を実施し、提案事業者の業務実施能力を総合的に審査し、最も優れた企画提案があった事業者を優先交渉権者に決定する。

なお、選定の評価については公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

(1) 審査（書面審査）

- ① 日時 令和6年4月下旬 時間未定
- ② 場所 睦沢町役場公室
- ③ 提案内容の説明
書面による

8. 審査基準概要

(1) 審査方法

- ① 候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式審査基準に基づき、提案者から提出のあった企画提案の内容等に基づき審査を行い、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実務能力等を評価・採点し、審議の上選定する。
- ② 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数（平均点）にて競う「総合評価方式」により行い、総合評価点において満点の7割未満の場合は契約予定者とししない。
また、同点の場合は、審査会の協議により決定する。
- ③ 提出書類が所定の形式に適合していない場合は、減点することがある。

審査項目	評価内容	配点
業務内容の理解度について	国の法令、例規改正、動向を理解しているか	10
実施体制について	業務遂行のための組織運営体制が十分か	10
実績について	子ども・子育て支援事業計画などの計画策定の実績が豊富にあるか	10
業務提案内容について	仕様書を満たす内容が示されており、効果的・効率的な実施のための工夫や独自の提案等があるか	40
工程表について	適切な業務スケジュールであるか	10
見積額について	予算額（見積限度額）の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか	20
合計		100

9. 委託契約

審査の結果、選定された優先交渉権者と、協議が整った段階で契約等の手続きを行う。

手続きにあたっては、規則及びその他関係法令に定めるところによる。

なお、選定された優先交渉権者が契約等の手続きまでに参加資格要件を満たさなくなった場合、及び協議が整わない等の理由により契約等の手続きができない場合は、優先交渉権者

の権利は取消しとする。

10. 瑕疵がある場合

企画提案書等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審議し、その取扱いについて決定するものとする。

また、その瑕疵が重大又は悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した優先交渉権者の権利を取り消すことがある。

11. 資料提出・問い合わせ先

〒299-4492

千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町役場 福祉課 子育て推進班

電 話 0475-44-2578

FAX 0475-44-2527

メール kosodate@town.mutsuzawa.chiba.jp

ホームページ <https://www.town.mutsuzawa.chiba.jp>